

Title	古文書室所蔵文書の特徴と検索システム
Sub Title	
Author	丸島, 和洋(Marushima, Kazuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.243- 261
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0243

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古文書室所蔵文書の特徴と検索システム

丸島 和洋

はじめに

慶應義塾大学文学部古文書室は、故・野村兼太郎経済学部教授（一八九六～一九六〇）収集史料の保管・整理を目的として、一九六七年に設立された。収集文書は関東の農村文書（地方文書）が中心だが、大名家文書や公家文書・寺社文書も含む。一部に、慶應義塾塾員（卒業生）等からの寄贈文書を含むが、全体がひとつの収集文書群と評価できるものである。所蔵史料数は数万点と決して多くはないが、ひとつの収集文書群としてはかなり大きなものといえるであろう。

したがって、古文書室所蔵史料を利用する際には、全体がひとつの収集文書群という特性をよく理解する必要がある。以下、本稿では慶應義塾大学文学部古文書室所蔵史料の概要と、それを踏まえて構築された検索システム

ムの特徴について述べていくこととしたい。

一、野村氏による史料収集と整理

野村氏による史料収集は、戦前から始まっており、戦後まで続いている。当時は、現在とは異なり、出所を始めたとする史料の伝来などはほとんど意識されておらず、文書群ごとのまとまりを維持するという発想もほとんどなかった。また、混乱期による古書店からの収集という経緯もあり、残念ながら購入記録は残されていない。そうしたなかで、数少ない購入記録の伝存例として次の史料があげられる（写真1）。

納入書

慶應義塾殿

清水書店（芝区三田二ノ一一）

26年7月6日

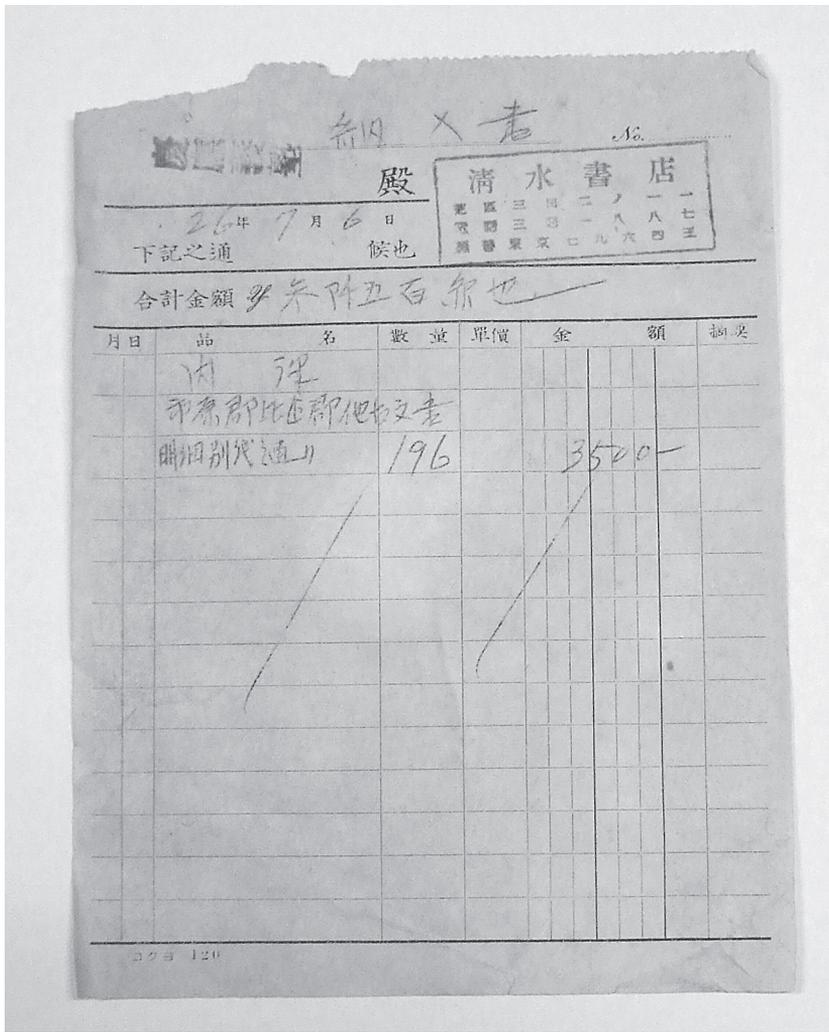


写真1 納入書 (文学部古文書室所蔵)

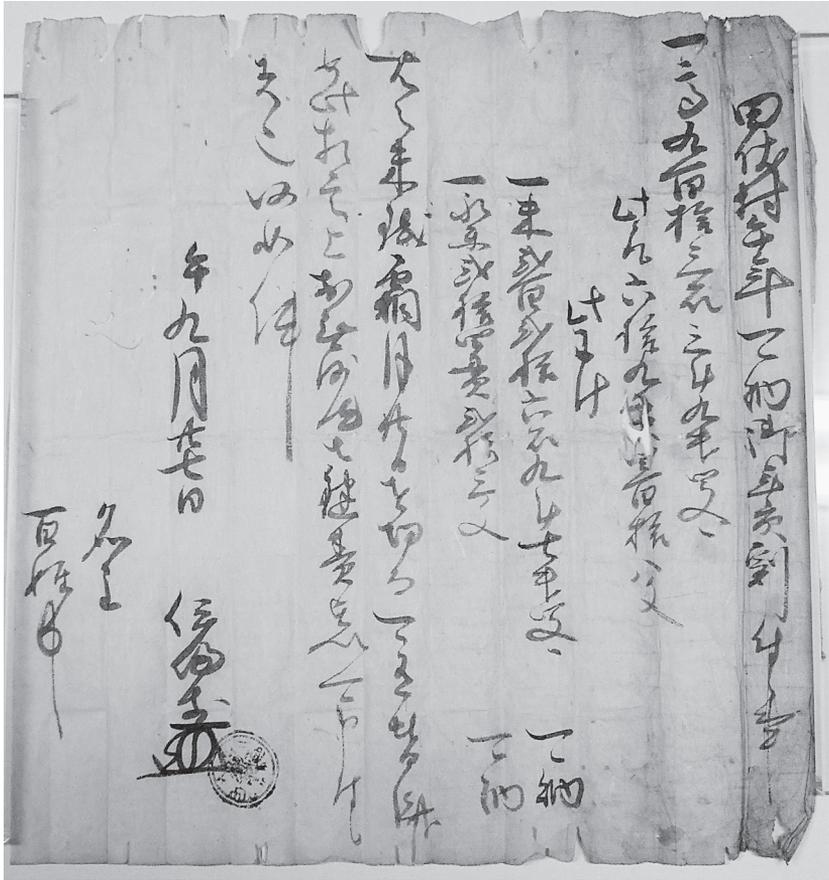


写真2 田伏村文書 慶長11年年貢割付状（文学部古文書室所蔵）

合計金額 参阡五

百円也

内訳

市原郡比企郡他古文

書

明細別紙通り

数量 196

金額 35001

昭和二十六年（一九五二）

に、上総国市原郡および武蔵比企郡の古文書一九六点を三五〇〇円で購入したという「納入書」である。なお、清水書店は、慶應義塾のすぐそばにあった古書店である。

この「納入書」は、筆者が古文書室の史料を整理した段階で、常陸国田伏村の年貢割付状三三通（写真

②)と一括して保管されていた。そこにはもうひとつ、⑫⑬と番号の振られた罫紙(「東京教育大学」のもの)が残されており、関連性が窺われた。

この罫紙は、田伏村の年貢割付状「計三十三通」のリストで、⑫にNo.1、⑬にNo.2と記載がなされ、末尾に、「十三枚 合計一九六」と別筆で注記がなされている。「一九六」という総点数は、前述した「納入書」と一致する。これらが一括して保管されていたことからみて、「田伏村文書」目録は、「納入書」で購入した古文書の目録の一部である可能性が高い。

しかし、田伏村の所在は、常陸国新治郡で、上総国市原郡でも、武蔵国比企郡でもない。おそらくは、「市原郡比企郡『他』古文書」の『他』にあたるものなのであろう。このことから、野村氏の史料収集が、地域的にみてもかなり広汎にわたる古文書を、一括購入していた様子を窺わせるものであろう。

それでは、こうして収集した古文書を、野村氏はどのように整理してきたのか。

第一は、文書群単位での整理である。大名家文書や社文書、宿場文書といった「貴重な」文書には、一点ごとに黄色のラベルが貼付された。特に一紙物については、

野村氏のご実家が菓子屋であったこともあり、実家で利用していた菓子箱(写真3・4)を収蔵箱に転用して収納し、各箱に「第七拾九函 上野板鼻宿文書」などという形で函番号を付している。文書点数の多い文書群などは、複数の箱にまたがって番号が付された。また、軸装され、木箱に収められた中世文書などは、木箱自体に函番号を付すという形で、整理をしている。

ただし、すべてが文書群単位で整理されたというわけではない。前述したように、文書群単位での整理、出所保存の原則という概念が存在していなかった時代の話だからである。野村氏が研究で利用した文書は、各文書群から抜き出されて別置され、主として赤いラベルを用いて、独立した整理番号が付与された。これが野村氏による第二の整理、ということになる。

これに野村氏自身の急逝(六四歳)という事情が加わり、これら別置文書の大半は、当時まだ設立されていなかった古文書室ではなく、図書館に収蔵されることとなった。二重の意味で、原文書群と離れることになったわけである。しかし幸いなことに、二〇〇九年から二〇一〇年にかけて、文学部古文書室に移管され、現在は一括して古文書室の管理下にある。

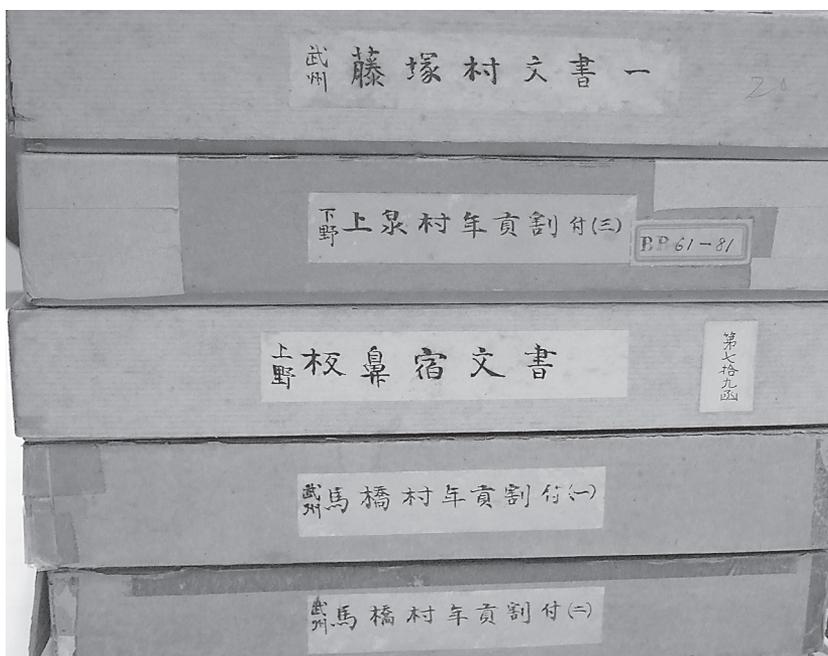


写真3 野村兼太郎氏保存箱（文学部古文書室所蔵）

しかし野村氏収集文書のうち、最大の分量を占める農村文書（地方文書）は、たとえ菓子箱にわけて保管されていても、函番号も付されないものが大半であった。また、まったく手付かずの状態の文書も相当数存在する。これらの古文書の整理は、古文書室設置後に進められることとなった。その最初の成果が、『慶應義塾大学古文書室収蔵近世庶民史料目録稿』^[1]であり、農村文書の概要が示されることになったのである。

このように、古文書室所蔵文書は、野村氏の段階から多様な整理が加えられてきた。その上、古書店からの一括購入に加え、建物の建て替えに伴う古文書室そのものの移転というその後の経緯も加わり、文書群間の混入がしばしばみられる。これは、古文書室所蔵文書≠野村氏収集文書という上位の文書群に対し、その中にとどのような文書群が含まれているか、という下位の文書群の把握を必然的に困難なものとしたのである。

したがって、古文書室所蔵文書を整理する際

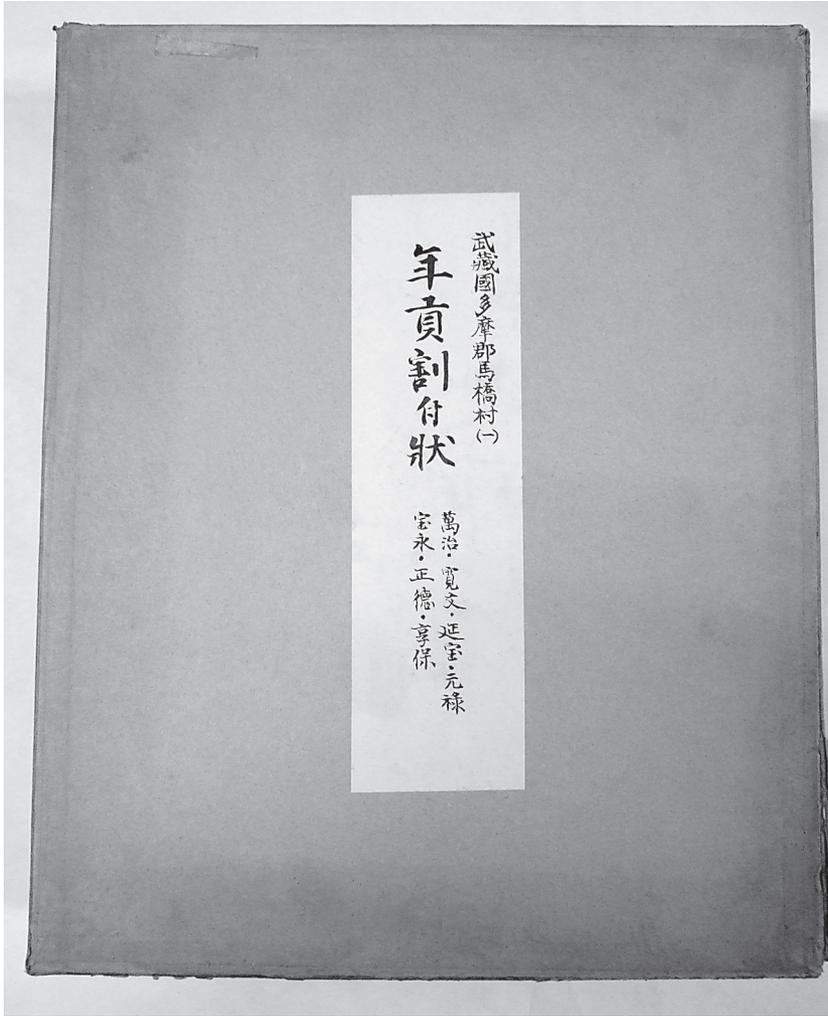


写真4 野村兼太郎氏保存箱（文学部古文書室所蔵）

には、常にどのような文書群が存在しているかを把握しながら進める必要がある。このためには、古文書一点単位のデータを蓄積し、横断検索を行うことが不可欠となった。そこで進められたのが、「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」の構築である。これは、古文書の公開を進めるとともに、文書群間の混入を把握する上で、大きな意味を持つこととなった。その成果は、『慶應義塾所蔵古文書目録』²⁾を編纂する際に反映がなされ、従来見過ごされてきた混入をかなり訂正することができたのである。

二、「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」の

特徴

本節では、「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」の特徴について概説を行う。なお、同検索システムの詳細な機能や、古文書室における文書整理のあり方については、別稿³⁾で既に論じているので、そちらを参照願いたい。

史料収蔵機関が、所蔵古文書の情報をウェブ公開するには、大まかにいって三つの方向性がある。

①所蔵文書群の概要をHTMLで一覧表示するという

方法。もつとも簡単な方法であり、どのような文書群を所蔵しているか、利用者にも把握しやすい。

②古文書一点単位の情報を重視した検索システム。設計思想としては、図書館のOPACに近い。古文書の特性を活かした情報項目を設けて、専門的な検索ができるようにしようというものである。

③文書群単位の情報を重視した検索システム。①の方法で表示した情報を、より詳しく検索できるようにしたものといえる。

「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」は、当初②の古文書一点単位の検索機能に重点を置いて構築された。二〇一一年一〇月現在での登録文書点数は、約三五、〇〇〇点である。このうち約三、〇〇〇点は図書館所蔵文書であるため、純粹な古文書室所蔵文書は約三二、〇〇〇点ということになる。なお、この検索システムはキーワードに何も入力せずに検索を実行すると、全データを表示する仕組みになっている。

こうしたコンピュータ上の検索システムを扱う際に問題となるのが、全体像の見えにくさである。筆者も経験があるが、史料収蔵機関の検索システムを利用する場合、どのような古文書が収蔵されているのか、前提知識がな

いと有効な検索を行うことは難しい。キーワード欄に何をいれたらよいのか、分からないのである。

このためには、必要な情報に辿り着くためのアクセス方法を増やす必要がある。ひとつの方法は、前述の①所蔵文書群の概要をHTMLで一覧表示するやり方を併用することであり、古文書室でもこれを採用している。

これに加え、「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」では、初期画面(写真5)から二種類の画面に遷移ができるようにした。ひとつは、キーワード検索を行える画面であり、単純キーワード検索と、より詳細な検索が行える画面(写真6)からなる。ここでは、表題・作成・宛先・内容等を対象としたキーワード検索と、年代幅を絞り込むことによる検索、古文書室が作成した分類項目による検索が可能である。⁴⁾ また検索で得られた結果に対しては、表題や年代などでソートを行ったり、キーワードによる絞り込み検索をかけることができる。

もうひとつは、所蔵文書群を一覧化した画面(写真7)である。つまり、検索システム内部でも文書群の一覧表示を行えるようにしたわけである。この画面からは、各文書群の中にどのような文書が含まれているか、全文書を一覧表示させる画面(写真8)に遷移することが可

能である。ここからさらに、各文書の詳細画面(写真9)へと移動することができる。これにより、どのような文書群を古文書室が所蔵しているか、全体像を把握しやすくなったのである。

しかしながら、当初の段階では、③文書群単位の情報を重視した検索機能については不十分であった。そこで二〇一〇年三月に、システム拡張を実施し、文書群情報の増補と、文書群を対象とした検索機能を付加することとした。

文書群情報は、文書群名・年代・点数・文書群番号・管理部署といった基本情報の他に、内容・関係地名・役職等・旧支配(近世における支配者の変遷)・伝来・備考・検索手段(目録や翻刻の情報・複製の所在(マイクロフィルムなどの所在)・参考文献・関連資料(関連文書群の所在情報)からなる。これは『史料館収蔵史料総覧』⁵⁾における項目を参考に作成したものが、史料の出所母体の歴史を説明する「歴史」と、史料群そのものの性格を説明する「構造と内容」を、一括して「内容」欄にまとめた。全体が収集文書群という古文書室所蔵文書群の性格上、詳細な記述を分けて行うことが困難であると考えたためである。

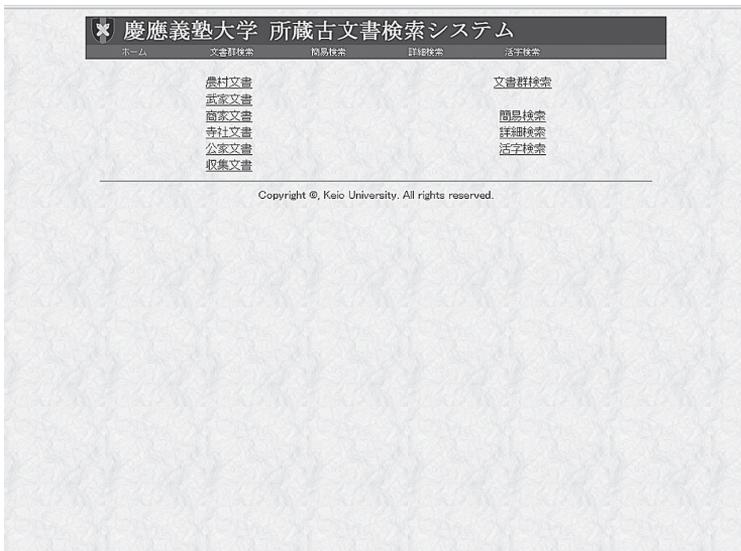


写真5 検索システム 初期画面

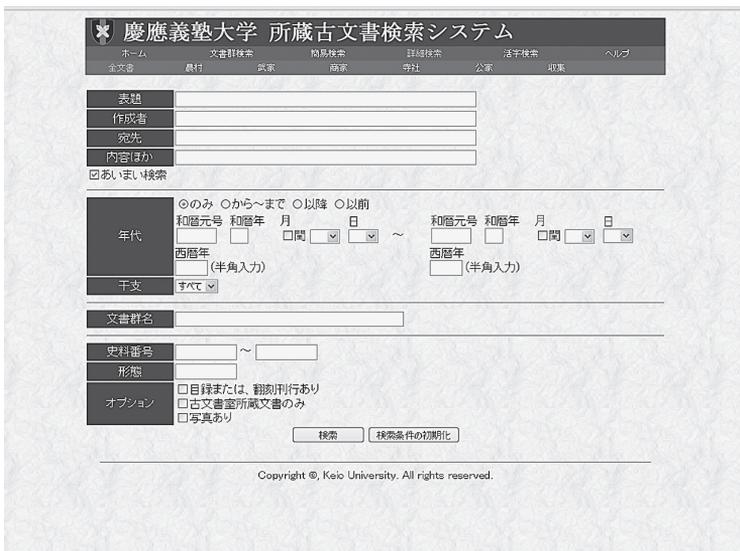


写真6 詳細検索画面

慶應義塾大学 所蔵古文書検索システム				
ホーム	文書群検索	簡易検索	詳細検索	活字検索
文書群一覧：92件				
武蔵国児玉郡梅示堂村文書(内野家)	詳細 一覧	MS-01	正保4年～明治42年	文書数:2121 登録点数:2120
現埼玉県春日部市所蔵。名主内野家文書。同村には梅示堂以外、内野家ほそのほか本水島家種と梅家種の名主を輩出して、また、水島家種黒田村(埼玉県深谷市、旧在野町)・保木野村(同春日部市、旧長尾町)の名主を統括しており、関連史料が豊富に残っている。				
武蔵国児玉郡越前川村文書(藤崎家)	詳細 一覧	MS-02	寛永1年～明治11年	文書数:57 登録点数:57
現埼玉県加須市吉川・上越道川・中越道川・下越道川、名主藤崎家文書				
武蔵国埼玉郡四町野村文書(会田家)	詳細 一覧	MS-03	享保16年～明治4年	文書数:36 登録点数:36
現埼玉県越谷市志本町・神保町・谷中町、名主会田家文書。四町野は四丁野とも書く				
武蔵国埼玉郡増富村文書	詳細 一覧	MS-04	寛政5年～明治17年	文書数:92 登録点数:92
現埼玉県春日部市増富。小幡家文書				
武蔵国埼玉郡附波村文書	詳細 一覧	MS-05	元禄10年～明治5年	文書数:29 登録点数:29
現埼玉県越谷市附波				
武蔵国埼玉郡古新田村文書	詳細 一覧	MS-06	享保13年～明治3年	文書数:54 登録点数:54
現埼玉県八潮市古新田。名主兵右衛門前次所蔵した文書群とみられる。				
武蔵国埼玉郡久喜新町文書	詳細 一覧	MS-07	文化2年～明治11年	文書数:37 登録点数:37
現埼玉県久喜市東・中央・南・本町・久喜新				
武蔵国埼玉郡七左衛門村文書	詳細 一覧	MS-08	元禄8年～明治11年	文書数:50 登録点数:50
現埼玉県越谷市七左町(七左町・新川町)				
武蔵国埼玉郡栗原村文書(宮崎家)	詳細 一覧	MS-09	延享2年～明治20年	文書数:101 登録点数:101
現埼玉県久喜市栗原。宮崎佐七家文書				
武蔵国埼玉郡一之割村文書	詳細 一覧	MS-10	明治1年～明治14年	文書数:1 登録点数:1
現埼玉県春日部市一之割(福原家)。一之割は市野村とも書かれた。				
武蔵国埼玉郡赤倉村文書(小宮家)	詳細 一覧	MS-11	寛文4年～天正13年	文書数:663 登録点数:663
現埼玉県北埼玉郡北川辺町所蔵。大庄屋小宮家文書。鎌倉村は明治28年に利島村に改称しており、本文書群は利島村時代の史料と考えられる。				
常陸国新治郡工部末1丁目村文書(伊藤家)	詳細 一覧	MS-12	明治4年～明治36年	文書数:148 登録点数:147

写真7 農村文書(武蔵国)一覧表示画面

慶應義塾大学 所蔵古文書検索システム				
ホーム	文書群検索	簡易検索	詳細検索	活字検索
文書一覧：33件中(1 - 20件目)				
次へ >>				
田伏村午年可納御年貢割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長11) 年	1606年	09月 27日	田伏村 3種税・實積 1紙
作成者:伊藤前 宛先 :名主、百姓中 形態備考:				1
田伏村未年可納御年貢割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長12) 未	1607年	09月 12日	田伏村 3種税・實積 1紙
作成者:伊藤前 宛先 :名主、百姓中 形態備考:				2
田伏村申ノ年可納御年貢割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長13) 申	1608年	10月 21日	田伏村 3種税・實積 1紙
作成者:伊藤前 宛先 :名主、百姓中 形態備考:				3
田伏村酉ノ年可納御年貢割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長14) 酉	1609年	10月 12日	田伏村 3種税・實積 1紙
作成者:伊藤前守 宛先 :名主、百姓中 形態備考:				4
戌年田伏村御年貢可納割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長15) 戌	1610年	10月 24日	田伏村 3種税・實積 1紙
作成者:斎藤伊藤、保木金次夫、新家忠右衛門、廣利甚右衛門、大西作兵衛、他野中右衛門、星屋越後右衛門、佐野新次郎、田中祐右衛門 宛先 :田伏村、名主、百姓中 形態備考:				5
田伏村亥ノ御年貢可納割付之事				
常陸国 新治郡 田伏村	(總長16) 亥	1611年	11月 13日	田伏村 3種税・實積

写真8 HT-05 常陸国新治郡田伏村文書 文書一覧

この結果、文書群一覧表示画面（写真7）から、文書群自体の概要を説明する画面（写真10）へと推移することが可能となった。またこれらの項目全般を対象とした検索画面（写真11）を付加することで、より有効な検索が行えるようになったのである。

このような機能を付加したことには、もうひとつ理由がある。先述したように、古文書室所蔵文書は、古書店から購入したもので、全体がひとつのコレクションという特徴を持っている。このため、本来の出所を特定していくための情報収集が不可欠である上、他の史料収蔵機関に分蔵されている古文書も多い。

いくつか例を挙げると、「二条家文書」は、慶應義塾所蔵分だけでも、古文書室所蔵分と三田メディアセンター（図書館）所蔵分が存在する。また「石清水八幡宮文書」は、野村兼太郎氏が収集したJS-08A「石清水八幡宮社家岩本坊文書」（写真12）と、三田メディアセンターが購入し、古文書室に移管されたJS-08B「石清水八幡宮神人安居脇頭人文書」からなっており、それぞれ伝来の経緯が異なる。またいずれの文書群も、他の収蔵機関に多く分蔵されている。

したがって、各文書群の伝来の経緯や、他機関収蔵分

も視野に入れた情報の収集と提供が課題になっているといえる。この点に応えるためにも、文書群情報の増補が不可欠の課題となっていることができるだろう。

データベースを構築する際、もうひとつ留意されたのは、紙媒体の目録と電子データベースの特性の違いである。紙媒体の目録の場合、ざっと頁をくくって内容を目視で通覧することが可能である。しかしながら、コンピュータの画面でこれをやるのはなかなか難しい。そのうえ、検索システムの目的は基本的にキーワードによる機械的な検索にあるのであり、活用の方々が異なる点が問題となってくる。

具体的問題となるのは、表記の揺らぎと、データの生成者が付した注釈である。古文書の場合、同じ人名・語句でも様々な表記がなされる。伊奈半左衛門を「伊半左」と略したり、組頭を「与頭」と記すなど、宛字が用いられることもしばしばである。人間が目で見ると読む際には、頭の中で補って正しい情報に変換して情報を得ることが可能だが、コンピュータによる機械的な検索では、別人・別単語として取り扱われてしまう。またデータの生成者が丁寧に作業を行うと、正しい用字を括弧で注記したり、（ママ）と付したりする。目録作成上不可欠の作

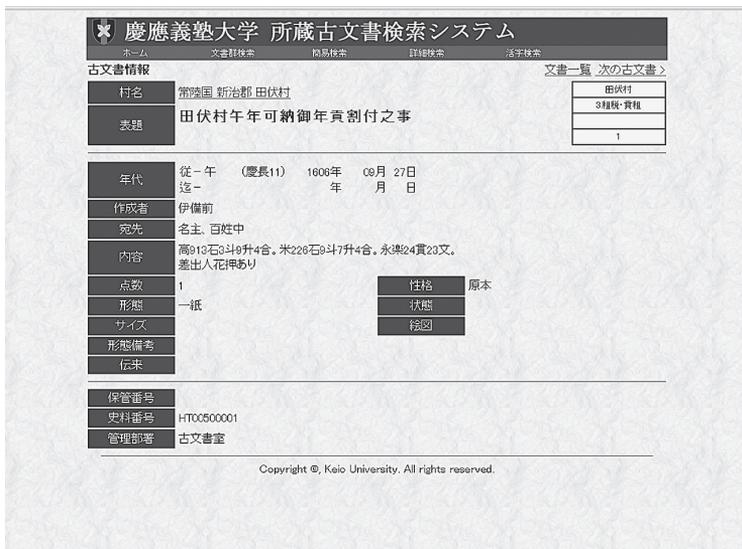


写真9 田伏村文書 慶長11年年貢割付状詳細画面

史
学
第
八
一
卷
第
一
・
二
号

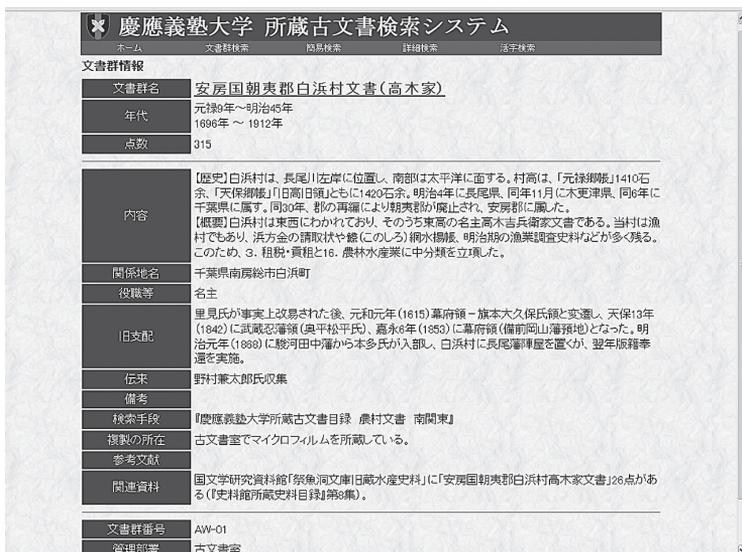


写真10 AW-01 安房国朝夷郡白浜村文書詳細画面

二
五
四
(
二
五
四
)

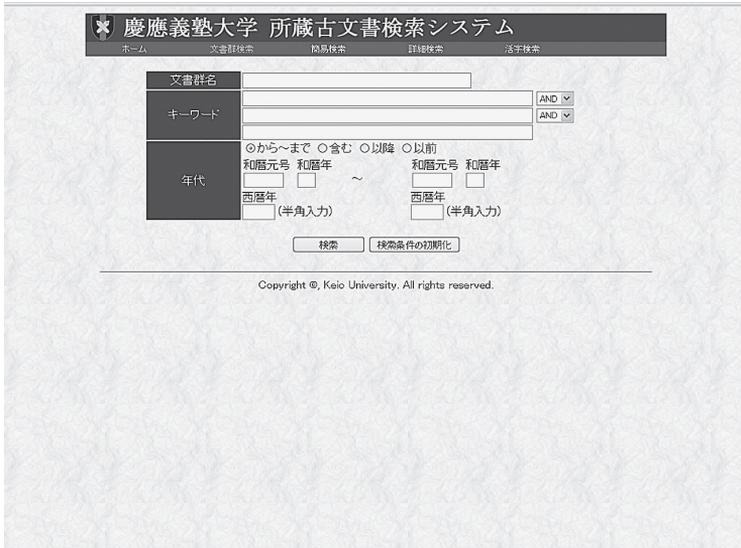


写真 11 文書群検索画面

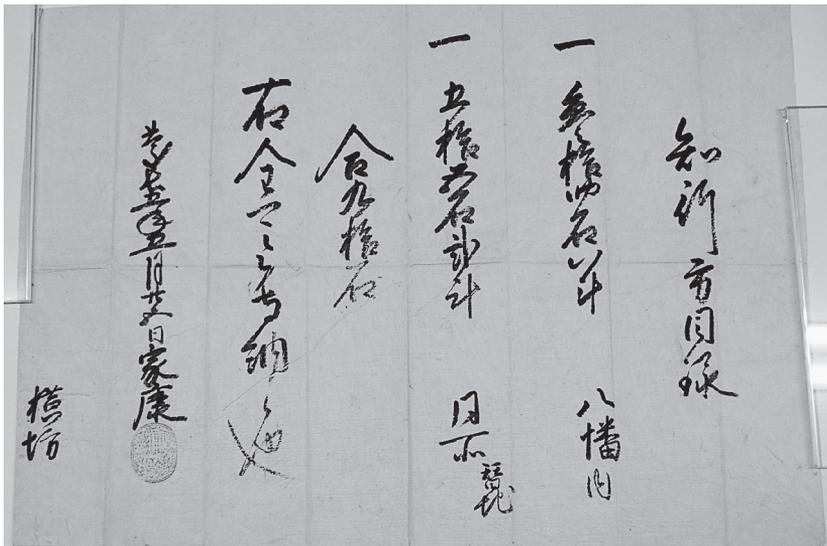


写真 12 JS-08A 石清水八幡宮岩本坊文書（文学部古文書室所蔵）

業といえるが、コンピュータからみればキーワードが分断されたことを意味し、キーワード検索で拾えなくなってしまう。紙媒体の目録では全く問題にならないことが、コンピュータが検索をする上では障害となってしまうのである。

このためには、データの正規化を行う必要性があるが、画面に見えるデータそのものを直しては意味が無い。誤字を直してしまつては情報の改竄になってしまうし、注記を削除してはカード採録者の努力を無駄にしてしまう。この点に対処するために作成されたのが、「あいまい検索」機能である。詳細は別稿で述べたのでここでは簡単な説明にとどめるが、古文書室では表題・作成者・宛先の三つの項目に隠しデータを作成している。そこに、より一般的な表記でのデータや正確な人名、(ママ)といった注記を削除したデータを入力している。検索に際しては、この隠しデータをも対象とし、検索率の向上に寄与しているのである。

三、文学部古文書室所蔵文書の概要

本節では、主な古文書室所蔵文書について紹介することにしたい。

【農村文書】二五八文書群

関東、とりわけ武蔵国の名主文書が大半を占める。

・武蔵国児玉郡傍示堂村文書(名主内野家) 二二二一点
内野家は領主である旗本永島家領の諸村の名主を統轄しており、永島家の家政に関する史料も含まれる。年貢関係史料が豊富な他、明治の地券もまとまっている。

・武蔵国都筑郡大棚村文書(平沼家) 五八四点

八王子千人同心の平沼佐七家文書。

・武蔵国足立郡染谷村文書(名主守富家) 一七六三点

新染谷村の名主守富勇左衛門家に伝来した文書。文書群名は、従来のもを踏襲し単に染谷村としている。年貢割付状と皆済目録が早い年代(寛永期)からまとまっている。慶長二〇年(一六一五)年の検地帳が最も古い。

・武蔵国入間郡毛呂本郷文書 九六五点

名主伊藤八郎右衛門家文書か。年貢関係の他、鉄砲改めに関する文書がまとまっている。なお、埼玉県立文書館に毛呂本郷村名主「伊藤家文書」が所蔵されている。

・武蔵国豊島郡角筈村文書(名主渡辺家) 三六八九点

名主渡辺伝右衛門家文書。内藤新宿の西に位置する。土地証文は質地証文の他、同村中にある抱え屋敷に關する史料が多い。盗難や火災・捨子など、事件に關する史料も豊富である。新宿区立新宿歴史博物館『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書』⁽⁷⁾によって翻刻が行われている。

- ・武蔵国荏原郡三大森村文書（名主田中家） 五二〇点
元禄八年（一六九五）検地に際し、北・東・西の三村に分村された内、北大森村の名主田中平右衛門家に伝来した文書群。土地関係史料や、租税関係史料を多く含む。東大森村・西大森村の年貢関係史料も伝存しているが、経緯は判然としない。なお、北大森村文書と呼ぶことが妥当であろうが、東西両村の文書も含んでいること、近世に「三大森」という呼称が存在することから、従来の呼称を踏襲している。
- ・武蔵国葛飾郡樋籠村文書（名主田中家） 二六三六点
名主田中又兵衛家文書。質地証文や小作証文など、地主経営史料が多い他、年貢割付・皆済目録もまともまっている。
- ・相模国鎌倉郡戸塚宿文書（問屋内山家） 三〇〇点
東海道の宿駅である戸塚宿の問屋・年寄をつとめた

古文書室所蔵文書の特徴と検索システム

内山仁兵衛家（升屋）に伝来した文書群とみられる。幕末の公家衆往来に關する史料が特にまともっている。

- ・安房国朝夷郡白浜村文書（名主高木家） 三一五点
白浜村東高の名主高木吉兵衛家文書。同村は太平洋に面しており、漁業関係史料が多く残る。なお、国文学研究資料館所蔵「祭魚洞文庫旧蔵水産史料」に「安房国朝夷郡白浜村高木家文書」がある。
- ・上総国武射郡本須賀村文書（名主海保家） 三〇七点
慶應義塾塾員海保氏より寄贈。本須賀村の名主海保善右衛門家文書。同家の漁業経営や、土地集積史料など内容は幅広い。名主としての役割を示す文書には、租税関係史料がまともまっている他、寛文検地帳も伝存する。合併後の鳴浜村村長時代の文書も含まれる。
- ・上総国山田郡櫃扶村文書 三点
文禄検地帳三冊。徳川氏による検地帳とみられる。
- ・下総国葛飾郡三ツ堀村文書（名主増田家） 五三〇点
江戸初期に分村した諸村とのやりとりを示す文書や、年貢関係史料、とりわけ皆済目録・割付目録がよく残っている。

二五七（二五七）

・常陸国新治郡田伏村文書 三三三點

慶長〜寛永期の年貢割付状。

・美濃国本巢郡神海村文書 約四六〇點

宗門改帳が豊富に残る点に特色がある。

・大隅国駄護郡屋久島文書 一二二點

屋久島の宗門改帳。

【武家文書】 一五文書群

・越前藩松平家用人 水谷家文書 一七三點

水谷家は下総の国人で、そのうち結城秀康の家臣となつた家の文書群。豊臣秀吉書状二点（一点は案文）が最も古い。幕末の風説書が多く、約五〇点伝存する。

・但馬国出石藩藩主 仙石家文書 約一三〇點

廻状・布告留類や、風説書など。分家である播磨守家当主の口宣案も含む。

・肥前国島原藩藩主 深溝松平家文書 約五六〇點

安永期〜大正期の用務日誌類が豊富に残り、全体の

四割を占める。

・豊後国竹田岡藩藩主 中川家文書 約八〇點

豊臣秀吉以降、歴代の領知目録や、徳川將軍からの

朱印状案、口宣案・位記など重書類にあたる。元禄一四年の国絵図・郷帳も含まれる。

【商家文書】 一三文書群

・武蔵国品川宿助郷市野倉村 横溝家文書 一四四點

市野倉村の名主横溝家に伝来した文書だが、村政史料はみられず、品川宿の助郷史料が大半を占める。

『品川区史料（三） 品川宿助郷市ノ倉村 横溝家文書』⁽⁸⁾で主要史料が翻刻されている。

・大坂船町 小島屋文書（紙問屋小島家） 三六五點

筑後柳川藩立花家、長州藩毛利家、石見津和野藩亀井家、伊予大洲藩加藤家、土佐藩山内家、安芸広島藩浅野家など多くの大名と関係を持った他、琉球とも取引がある。

・肥前国長崎 永見家文書 約一五〇〇點

慶應義塾塾員永見氏より寄贈された文書群である。

永見家の勘定帳簿類。

【社注文書】 九文書群

・本願寺坊官 下間家文書 約一二〇〇點

・上賀茂社 賀茂社家文書（岡本家など） 約四四〇點

・下賀茂社社家 鴨脚家文書

一二四点

中世文書は大半が写で、南北朝～室町期の大工職や
莊園の相論文書が書写されている。賀茂社の社家と
いうよりは、地下官人としての活動を示すものが多
く、文久元年（一八六一）の和宮下向や、慶応四年
（一八六八）の「御親征」に同行した際の史料がま
とまっている。

・比叡山文書

約五〇点

・御嶽山神社文書

約三六〇点

講金の取立帳や、檀家帳など、檀家との関係を示す
史料が多い。

・石清水八幡宮社家 岩本坊文書

五二点

徳川家康以下、歴代將軍の朱印状が伝わっている他、
養子が入寺した関係で、稲葉氏歴代からの寄進安堵
状が含まれる。

・石清水八幡宮神人 安居脇頭人文書

約一〇〇点

三田メデアセンター収集文書が移管されたもので
ある。石清水八幡宮神人である安居脇頭人四十八人
組と四十一人組に宛てられた文書。慶長五年五月二
五日付の徳川家康朱印状が、特にまとまっている。
正文三三通に加え、写の形でのみ残るものが四点あ

る。

【公家文書】 二文書群

・二条家文書

約二二〇〇点

二条家の家司が記した用務日誌や勘定記録などから
なる。

・東久世家文書

一九点

東久世通積による、享保～寛延期の日記が中心であ
る。

【収集文書】

絵図や武鑑など、内容別や、一点単位といった形で収
集された文書。中世文書をおさめた卷子なども複数存在
する。まだ未整理のものが多い。

・京師大絵図（題箋・元禄十四年実測京大絵図）

縮尺は約五千分の一、二m×3mと大型の彩色絵図。

元禄期の京都絵図として貴重なものである。

・石城日記

武藏忍藩士・尾崎華之助貞幹の記した文久元年～二
年の日記。全七冊からなる。尾崎は石城と号した画
家であり、豊富な絵が描き込まれている。飲食に関

する記事が多い点に特徴がある。

・永久五年宣旨他十一通

卷子。永久五年(一一一七)の官宣旨をはじめ、文安二年(一四四五)の兵庫北関関銭請取状など中世文書一二点が一巻に軸装されている。東大寺文書のわかれとみられる。

・武鑑類

約六〇〇冊。公家を対象とした「雲上明鑑」なども含む。

むすびにかえて

本稿では古文書室所蔵文書の概要を紹介するとともに、「慶應義塾大学所蔵古文書検索システム」の特徴について解説を行った。検索システムについては、筆者は別稿で過去二回にわたり報告を行っているが、その後行われたシステムの拡張点として、文書群情報の充実と文書群を対象とする検索機能の実装が挙げられる。

これらは、いづれも利用者がより容易に目的とする情報を得ることができるようにするための仕組みである。コンピュータの検索システムは便利ではあるが、内部でのような動きをしているかは、利用者からは窺い知る

ことができない。このため、利用者が求める結果と、実際に得られる検索結果に乖離が見られることがしばしばある。

別稿でも述べたが、紙媒体の目録が全体をざっと通覧することを意図して作られ、利用されているのに対し、コンピュータの検索システムは必要な情報のみを抜き出す「索引」として活用されることが多い。検索システムは、簡単に古文書の情報を得ることが出来る反面、必要な情報を見落としてしまう危険性を孕むという一面も有るのである。両者に対する利用者の姿勢が異なる点は、留意する必要があるだろう。

この齟齬を少しでも解消するためには、収蔵機関の側が、積極的に収蔵文書の性格と、提供している検索システムの特徴を熟知して活用するとともに、積極的に周知を行い、利用者の特徴を理解してもらうことが不可欠なのではなからうか。アーキビストとして、最低限の責務といえる。

とりわけ古文書室所蔵文書のなかには、他機関所蔵文書と分蔵されているものがかかなり多い。それらを結びつける情報の提供も今後さらに必要となってくると予想される。これらの点を充実させる必要性を強調して、摺筆

することとしたい。

註

- (1) 歴史人口研究のための慶應グループ編『慶應義塾大学古文書室収蔵近世庶民史料目録稿 上・中・下』（一九七四～一九七九年）。
- (2) 現在、慶應義塾大学古文書室『慶應義塾大学所蔵古文書目録 農村文書 武蔵国 上・中・下』（二〇〇八年）、慶應義塾大学文学部古文書室『慶應義塾大学所蔵古文書目録 農村文書 南関東』（二〇一一年）が刊行されている。
- (3) 拙稿①「古文書のデータベース化と検索システム―慶應義塾大学古文書室の試み―」（佐藤道生編『古文書の諸相』慶應義塾大学文学部、二〇〇八年）、②「慶應義塾大学古文書室における古文書検索システムの構築」（『中央史学』三二二号、二〇〇九年）。以下、別稿と称する。
- (4) 詳細は、前掲註（3）拙稿②参照。
- (5) 国文学研究資料館史料館編、名著出版、一九九六年。
- (6) この機能は、主として中村佳史氏の考案による。
- (7) 渡辺家文書研究会・新宿区立新宿歴史博物館編『武蔵国豊島郡角筈村名主渡辺家文書』一～六卷（一～五卷は新宿区教育委員会、六卷は新宿区生涯学習財団、一九九二～二〇〇一年）。
- (8) 品川区教育委員会、一九八四年。